第４３回大阪府障がい者施策推進協議会　議事録

日時 平成３０年１月１７日（水曜日）

午前９時３０分から１２時

場所 大阪赤十字会館　３階　３０２・３０３会議室

出席委員（五十音順、敬称略）

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事 　　　　　　　井上　泰司

（公社）大阪聴力障害者協会会長 　　　　　　　　　　　大竹　浩司

（一社）大阪精神科病院協会会長 　　　　　　　　　　　河﨑　建人

（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長 　　　　　　　倉町　公之

（社福）大阪府社会福祉協議会会長 　　　　　　　　　　　小西　禎一

（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長 　　　　　　　　　　　坂本　ヒロ子

（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長　　　　　　　　柴原　浩嗣

大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授　　　　　　　　　関川　芳孝

（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長 　　　　　　　　　　　髙橋　あい子

（特非）大阪難病連副理事長 　　　　　　　　　　　　　　　田澤　英子

　弁護士　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　辻川　圭乃

大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会 　　　　　　　壷井　一平

（社福）精神障害者社会復帰促進協会理事長　　　　　　　　　　殿村　壽敏

　武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授　　　　　　　　新澤　伸子

（社福）四天王寺福祉事業団四天王寺太子学園施設長　　　　　　原　健一郎

大阪自閉スペクトラム症協会理事 　　　　　　　　　　　福田　啓子

大阪府市長会健康福祉部会長（大阪狭山市長） 　　　　　　　古川　照人

障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長　　　　　　古田　朋也

* 関西学院大学人間福祉学部名誉教授 　　　　　　　　　　　牧里　毎治

（一社）大阪知的障害者福祉協会会長 　　　　　　　　　　　松上　利男

大阪府障がい者スポーツ協会事務局長 　　　　　　　　　　　宮村　誠一

　　大阪保健医療大学保健医療学部リハビリテーション学科教授　　吉田　文

　◎　会長

○事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまより「第４３回　大阪府障がい者施策推進協議会」を開催いたします。委員の皆さまにおかれましてはご多忙のところ、また足元の悪い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは開会にあたりまして、障がい福祉室長の西口より一言ごあいさつを申し上げます。

○事務局

おはようございます。障がい福祉室長の西口でございます。少しお時間がたちましたが、新年あけましておめでとうございます。皆さまには日ごろより大阪府の福祉施策の推進に格別のご理解とご協力を賜っていること、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。また、本日はご多忙の中、「第４３回　大阪府障がい者施策推進協議会」にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。本来ですと、酒井福祉部長がまいりましてごあいさつを申し上げるところでございますが、前回同様出席がかないませんでしたので、せんえつですが私から一言ごあいさつさせていただきます。

　現在、大阪府ではオールジャパン体制で２０２５年大阪万博の誘致を進めているところでございます。そのテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」でございます。「いのち輝く」という言葉は、障がいのある人もない人も、一人ひとりが人として尊重され、その人らしく生きる。そのことをしっかりと支える社会づくりの実現につながるものと考えております。今年の秋にはいよいよ開催地が決定されることになります。大阪での開催に向けまして、心を１つにして盛り上がっていきたいと考えておりますので、皆さま方にも様々な場面におきまして、ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

　さて、本協議会におきましては、現在、策定作業を進めております第４次大阪府障がい者計画（後期計画）に関する意見具申を昨年５月に取りまとめていただき、１０月にはその意見具申を踏まえて作成いたしました計画（案）につきまして、活発なご審議をいただいたところでございます。本日は、前回ご審議いただいた後期計画の第３章第２節の修正も含めまして、後期計画の全体像をお示しさせていただくこととしております。

　とりわけ第３章第３節は、生活場面すべてに横たわる共通の課題と、現在、国におきまして検討が進められております地域共生社会の実現も見据えた新たな節となってございます。また、第４章は、国の基本指針に基づきまして、全国の自治体が一斉に策定する第５期障がい福祉計画と第１期障がい児福祉計画について、市町村が定める目標値等の積み上げを整理したもの、これまで個別ヒアリング等を通じまして積み上げてきました市町村等の調整結果を、今回、ご報告させていただくものでございます。

　なお、本日の審議が終わりますと、パブリックコメントの手続きに進めさせていただきたいと思っております。パブリックコメントでいただいたご意見や府議会での議論等を踏まえまして、最終的な計画案を３月に完成予定としております。次回の本協議会においてご報告できればと考えている次第でございます。

　ご存じのとおり、４月から自立生活援助などの新たな障がい福祉サービスが開始されるとともに、報酬改定や障がい者法定雇用率の引き上げ等々が予定されているところでございます。障がい福祉分野の課題は山積しておりますが、大阪府といたしましては、引き続き、障がいのある方々の自立と社会参加を支える施策を着実に進めてまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

　委員の皆さまには、本日は限られた時間でございますが、忌憚（きたん）のないご意見、ご提案を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

現在の委員は配付しております名簿のとおりでございます。本日は委員３０名のうち２２名のご出席をいただいております。大阪府障がい者施策推進協議会条例第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。続きまして、事務局は障がい福祉室をはじめ関係課が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

　次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認いただけますか。本日の資料です。

　１枚目に本日の次第。

　２枚目に委員の名簿。本日の配席図。

　クリップ留めをしておりますのが、資料１の冊子になっておりまして、クリップを外していただきますと、資料１と打っております障がい者計画（後期計画）の冊子。

　真ん中に、本日の第３節　地域を育む施策の推進方向。

　３つ目に計画の第４章としまして、「第５期大阪府障がい福祉計画　第１期大阪府障がい児福祉計画　数値目標及び見込み量について」。この３点が資料１となっております。

　Ａ３横長の資料で資料２「第４次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について」。

　資料３としまして、「第４期大阪府障がい福祉計画の平成２８年度実績」。

　最後に参考としまして、「第４次大阪府障がい者計画（後期計画）の構成と今後のスケジュールについて」という１枚物を付けております。

　資料の不足等がございましたら、事務局までをお知らせいただきますよう、お願いいたします。よろしいですか。

　なお、大阪府におきましては会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき本会議も原則として公開としております。また、配付資料とともに、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようにお願いいたします。

　次に、この会議には手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員、点字資料を使用されております視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるようゆっくり、かつはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料につきましては墨字版の資料とページが異なっておりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等のご配慮をお願いいたします。

　それでは以降の議事進行につきまして、牧里会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

おはようございます。では早速、議事に従いまして進めてまいりたいと思います。今日は第４次大阪府障がい者計画（後期）について、１２時くらいまで予定をしておりまして、長時間になりますがよろしくお願いしたいと思います。ご覧のとおりボリュームがたくさんありますので、進め方としては大きく２つに分けてあります。

　１つは後期計画です。第４次大阪府障がい者計画（後期計画）についてが１つの柱です。もう１つは、第４次大阪府障がい者計画等の今年度（平成２８年度）の実績を報告していただきます。この２つについて、今日はご検討をお願いしたいと思っています。

　それでは議題１です。第４次大阪府障がい者計画（後期計画）についても、前回審議していただきました第３章第２節までをひとくくりにして、事務局から報告をいただいたあと、皆さんからご質問ご意見をいただきたいと思っています。後半は、第３章第３節と第４章。これも事務局から説明をしていただいて、皆さまからご質問ご意見を頂戴したいと思っています。

　それでは、第１章から第３章第２節までについて、事務局からご説明をいただきたいと思います。

○事務局

皆さま、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきたいと存じます。

　まず皆さま、最後に付いております参考資料をご覧いただけますか。「第４次大阪府障がい者計画（後期計画）の構成と今後のスケジュールについて」というＡ４の資料になっております。前回の第４２回におきましては、この計画の第３章第２節の生活場面ごとの施策の方向につきまして、集中的にご議論いただいたところでございますが、本日は第１章から第４章についてご議論を賜りたいと考えております。

　本日の推進協議会以降の大まかなスケジュールでございますが、本日の協議会が済みまして、１月２２日から２月２０日までの予定で３０日間、パブリックコメントを実施したいと考えております。パブリックコメントで出てまいりました意見、本日の協議会の議論でいただきましたご意見を踏まえまして、第１章から第４章を修文しました上で、データ編の第５章までを合わせた全文を、３月７日に開催させていただきます第４４回同推進協議会でご報告させていただきたいと思っております。そして、本計画につきましては３月末までに公表するスケジュールを考えてございます。

　それでは早速、計画の前半部分、第１章から第３章第２節までご説明をさせていただきます。本日は議題が多く、事務局説明を簡略化させていただくために、点字版、ルビ版の資料のページ番号につきましては、補助員が個別にご案内をさせていただきますので、墨字版資料のページでご説明させていただきますことをご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

　それでは資料１をご覧ください。第４次大阪府障がい者計画（後期計画）でございます。第１章、第２章、第３章第１節につきましては、計画策定にあたっての基本事項、基本的な視点、最終施策等々を記載してございまして、大きな見直しは行っておりません。基本的には意見修正をさせていただいております。

　１ページ、第１章計画　計画策定にあたってでございます。この中では、１番としまして計画策定の背景や、２ページから障がい者施策にかかる平成２４年度以降の法制度の動向につきまして、新たに追加させていただいております。

　４ページ、２番といたしまして、計画の位置付けについての記述。３番といたしまして、計画の目標時期を記載させていただいております。こちらにつきましては、意見具申等でもご意見をいただきましたとおり、当初の計画期間を１年間短縮いたしまして平成３２年度を終期とすると、記載させていただいております。

　６ページでございます。４番といたしまして、計画の実効性の担保に関すること。５番といたしまして、計画の進捗管理について記載させていただいております。

　８ページでございます。第２章　基本的な視点でございます。この中では、本計画の取組みの「基本理念」「基本原則」、障がい者の自立と社会参加のために何をすべきかといった記載をさせていただいております。

　続きまして１２ページでございます。第３章第１節最重点施策でございます。最重点施策といたしましては、３つの柱を立ててございます。

　１．入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

　２．障がい者の就労支援の強化

　３．施策の谷間にあった分野への支援の充実

　この骨子だけは継承させていただいております。これ以外の施策を実現するための数値目標を掲げておりますが、この数値につきましては後半、第４章で説明をさせていただきます第５期大阪府障がい福祉計画、及び第１期障がい児福祉計画に掲げております成果目標に記載させていただいております。数値目標の詳細につきましては、後半部分で説明するため割愛させていただきます。

　続きまして、１５ページをご覧ください。ここからが第３章第２節で、生活場面ごとの施策の推進方向についてまとめたものとなっております。前回いただきましたご意見を受けまして、修正をした部分にマーカーをした資料となってございます。主な修正点につきましてご説明をさせていただきます。

　まず、全生活場面に共通の修正をさせていただいたのですが、構成といたしまして現状を評価した上で、何が課題かについてを明らかにした上で、大阪府としての対策を示していくべきではないかというご意見を頂戴しておりましたので、すべての生活場面におきまして、現状の評価と課題の部分の記述を充実させますとともに、例えば、１６ページの１番上にございます【今後の主な課題】という形で、新たに課題を整理した上で施策の方向性を２番以降に記述する形で、構成を変えさせていただいております。

　それでは、Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」の修正点でございます。

　１５ページの２段落目。障がい者の入所施設における１０年以上の入所者の割合につきまして、追加をさせていただきました。

　３段落目でございます。「障がい者自身が若く」という文言、「体験等を通じて地域生活の準備」という文言を追加しております。

　４段落目でございます。自己決定、情報保障、コミュニケーション支援の重要性につきまして追記してございます。

　１６ページをご覧ください。①入所施設からの地域生活への移行の２つ目の〇でございます。満１８歳以降の障がい児に関する記述で文意を明確化させていただきました。

　１７ページでございます。（２）入所施設の今後の機能のあり方の１つ目の〇でございます。長期の入所に至ることなく地域移行できるような役割といった部分を追記しております。

　（３）①グループホームなど住まいの確保でございます。少人数が暮らすグループホームや、困難事例といたしまして、重度重複障がい、行動障がい、医療的ケアといった文言を追加しております。

　１８ページでございます。３行目には、グループホームの消防用設備に関する記述を追記しております。また、２つ目の〇には、入居の円滑化に関する文言を追加させていただきました。

　続きまして、②必要な福祉サービスの確保でございます。１９ページの１つ目の○でございます。専門性の高い意思疎通支援に関する記述を追記してございます。

　③相談支援体制の強化につきましては、１番下の○の中に、高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関の支援力の向上に関する記述を追記しております。

　２０ページでございます。１つ目の〇には、「地域生活定着支援センター」におけます障がいのある刑務者への支援に関する追記をしてございます。

　２１ページをご覧ください。（４）まちで快適に生活できる、でございます。１つ目の〇には、すべての人が出かけやすいまち、使いやすい施設づくりといった文言を追記してございます。３つ目の○には移動の円滑化の促進に関する記述を追加しております。

　３０ページをご覧ください。Ⅱ　生活場面「学ぶ」の２段落目でございます。医療的ケア児への合理的配慮に関すること。また、通学時支援についての課題認識を記載させていただいております。３段落目におきましては、重症心身障がい児支援を行う事業者の確保の課題認識について記述をさせていただきました。

　３２ページをご覧ください。③発達障がいのある幼児・児童に対する支援でございます。２つ目の○におきましては、医医連携、医福連携の強化に関する記述。４つ目の〇につきましては、医療機会の確保の取組み支援などにつきまして、５つ目の〇につきましては家族支援、ペアレント・プログラム等についての追記をしてございます。

　３５ページをご覧ください。⑥個別の教育支援計画等の充実。２つ目の○でございます。「個別の教育支援計画」の学校間における引継ぎ、活用に関する記述を追記いたしております。

　４６ページでございます。Ⅲ　生活場面「働く」でございます。②企業等の障がい者雇用に対する理解促進ということで、表題を変えさせていただきました。

　４９ページでございます。（３）障がい者が長く働き続けることができるの２つ目の〇でございます。コミュニケーションに課題のある障がい者に関する追記をさせていただいております。

　続きまして５６ページをご覧ください。Ⅳ　生活場面「心や体、命を大切にする」の３つ目の〇でございます。医療と福祉の連携、入院時の福祉サービスの提供に関する記述を追加させていただいております。

　６４ページでございます。Ⅴ　生活場面「楽しむ」でございます。１番下の行の様々な場面における合理的配慮の提供、移動支援や交通機関の円滑な利用、補助犬の普及等につきまして追加をさせていただきました。

　７０ページでございます。Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳をもって生きる」の中には、合理的配慮や差別禁止に向けました取組みの主体といたしまして、行政機関という部分が記載として抜けているのではないかというご意見を受けまして、（１）①の２つ目の〇、（２）①の３つ目の〇に追加をさせていただいております。また、（２）①障がい者差別の禁止の３つ目の〇には、当事者の気持ちに寄り添った事案解決、障がい者をはじめとする関係機関への仕組みの周知といった部分を追記させていただいております。

　７２ページでございます。①防災の推進の４つ目の〇、緊急放送に関する放送局への要請に関する記述を追加しております。②防犯の推進に関しましては、２つ目の○といたしまして、入所施設等におけます警察との連絡協力などの安全確保に関する記述をさせていただいています。

　（４）十分な情報・コミュニケーションを確保するに関しましては、７３ページの３つ目の〇におきまして、ＩＴの利用促進についての記述をさせていただいております。

　主な修正点につきましては以上でございます。

○牧里会長

それでは、皆さまからご質問ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○委員

おはようございます。いくつか修正をいただきましてありがとうございます。先にいくつか、もう少し変えていただけたらというところを述べさせていただきます。

　第２章の基本的な視点ですが、やはりこのあいだの相模原事件を受けて、強烈な事件でしたが、社会的な差別意識の表れであったり、優生思想の表れであったりということで、表記をいただけたらと考えております。大阪府や市町村、事業者が力を合わせて、より一層地域での共生を進めていくことや、差別意識の払拭（ふっしょく）に取り組んでいくのだというところを、２章の末尾ぐらいに。大阪府や事業所のそれぞれの役割を書かれていますので、末尾にみんなが力を合わせて取り組んでいくのだという表記をお願いしたいと考えておりますので、ぜひご検討をお願いします。

　Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」１５ページです。地域移行についていくつか表記いただいて、最重要課題として挙げていただいているのですが、この１０年間地域移行の取組みはほとんど市町村任せあるいは施設任せで、進んできていない傾向があります。この間、施設入所者の実態意向調査をやったのも１０年ぶりであったことから、最重点課題に挙げられながら、なかなか取組みが進んでいない。地域移行支援の利用者も非常に少なくて、自力で地域移行されたり、施設側が頑張っていたりという状態になります。もっと地域の受け皿を増やしていくこととセットで、本人が地域移行を希望したらできる状態を目指していただけたらと思います。

　書いていただきましたように、特に１０年以上の入所者が６割おられます。中には３０年、４０年と長期にわたって施設の中でずっと暮らしている仲間がたくさん十数％もいますので、そのことを重く捉えていただいて、本人が希望すれば地域移行できる仕組みづくりを進めていく必要があると、「現状の評価と課題」や１６ページ冒頭の【今後の主な課題】に加えていただきたいと思っています。

　この間、住宅入居に際して、あるいはグループホームの開設に際して、非常に強烈な地域住民の反対運動が続いております。むしろ強まっているのではないかと思えるような、相模原事件が精神障がい者の犯罪であるかのように報道されたために、さらに強まっているのではないかという気がしています。府内の某市では、この地域内に障がい者のグループホームを造ってはいけないという条例を定めてしまった自治体もあります。これは昔はなかったのですが、そこまで完全に排除しようという動きが強まっていますので、ぜひ「現状の評価と課題」に、住宅入居やグループホームに対する差別、コンフリクトに対して毅然（きぜん）と向かっていかなければならないのだという表記をお願いしたいと思っています。

　１６ページ後半に、児童施設の地域移行を書かれているのですが、もともと年齢超過者の地域移行を進め、ゼロにする目標があったかと思うのですが、なくなっているのであとで教えてください。その上の入所施設からの地域移行でも、市町村に対して支援しますだけではなく、地域移行といえば、あちこちの市から施設に入っているので、広域的な調整が必要でもありますので、その辺を大阪府の役割として市町村と連携、調整する役割もあることを加えていただけたらと思っています。

　１８ページの冒頭の黒塗りのところです。「消防用設備をはじめ、実態を踏まえた入居者の安全性の担保を市町村に働きかける」。これはまだ府営住宅が百何軒です。「６項ロ」でグループホームにスプリンクラーを付けなければならないということで、出ていかなければならないグループホームが結構出ています。泣く泣く大きなボンベを付けなければならないとか、どうしても普通の住まいにスプリンクラーは無理がありまして、入居のために貸してもらえないとか追い出されるという事態が現に発生し始めています。ここで一定書いていただいているのですが、実態を踏まえた柔軟な対応により入居者の安全性が担保されるというような、追い出されることにつながらないように加筆をお願いしたいと思っています。

　２１ページの（４）まちで快適に生活できるには、バリアフリー化のことが書かれています。これからバリアフリー化について、障がい者を含むすべての人が当たり前にできる施設づくりを進めていただけたらという表記をお願いしたいと思います。

　２３ページです。細かい点ですが、具体的な取組みでグループホームのことが書かれています。この間、府営住宅は全国でもトップの６００軒くらいですか。全国の公営住宅で１０００軒くらいのグループホーム利用がありますが、その６００軒を大阪が進めています。ですから、全国で一番グループホームが多いのですが、建て替え問題などがありまして、建て替えに際して障がい者のグループホームだけ目的外使用であると。空きがあれば貸してもらえる仕組みであるために、グループホームだけ新築の物件に移らせてもらえない。あなたたちだけ中古物件に移りなさいと排除される事態が生じてまいりました。これは目的外使用という、空きがあれば貸してもらえるという規定が根源にありまして、そのような問題が起こっています。大阪府としては福祉の住宅ビジョンも目的外使用の見直しを働きかけていただいているところだと思いますので、そのことの表記をお願いしたいと考えています。

　２７ページの一番下の段に、ホームヘルパー・ガイドヘルパーのことが書かれています。これはあとの第３節とも関係してきますが、ホームヘルパー・ガイドヘルパーについては、研修のことしか書かれていません。現在、ホームヘルパーは重度訪問介護でも支給量の格差は市町村によってかなり大きいという問題があったり、ガイドヘルパーについても市によっていろいろな制限が加えられたりしていますので、その辺の表記をいただきたいと思っています。特にガイドヘルパーなどは運用の考え方を何年か前に大阪府で示していただいて、それに基づいて毎月実態調査をしたり働きかけをしていただいたりしていますので、その辺が全然書かれていないことについては、せっかく取り組んでこられているのですから、表記をお願いしたいと思います。

　２９ページの３つ目の〇のところに、無人駅の表記をいただいています。「可動式ホーム柵設置や利用者の視点に立った、無人駅における利用者への配慮について働きかけを行います」という表現になっていますが、無人駅を書いていただいたのはありがたいのですが、無人駅を法定的に捉えているのかなと。それを是認した上で利用者への配慮、現在でも無人駅の場合、隣の駅から駅員が走ってくるから待っていてくれと言われて、３０分くらい待たされるようなことが出されています。これも配慮しているといえば配慮していることになるのでしょうが、言葉の取り扱いという意味でおかしいと思います。ぜひ無人駅の拡大を防止するとともに、利用者が不利益を被ることのないよう十分な配慮を検討、働きかけを行っていきますという、表記に改めていただきたいと思っています。

　かなりとびますが、７２ページで防災について触れていただいています。去年も一昨年も、大和川が台風の大雨で決壊するから逃げてほしいというメールがみんなのところに来ました。そのときにはたと困ったのが、いつもの避難場所なら近所の小学校の体育館だったりするのですが、決壊したらとても、１階の体育館ではみんなが溺れてしまうことになってしまいます。車いすの人は利便性もあってマンションの１階、車いす住宅の１階などに住んでいることが多いので、どこに逃げたらいいのかという問題になりました。中にはマンションの上の階の廊下に逃げた人もいます。

　洪水や津波のときには時間もあり、津波避難ビルなどもあって、マンションやビルの上の階に逃げることもあり得るのでしょうが、暴風雨・台風などのときには、吹きさらしのところにしばらくいなければならなかった問題が起こりました。暴風雨や河川決壊のときには、２階３階で障がい者が長時間でも暮らせるような場所を確保しておかないと、地震・津波を想定した避難場所では難しいのではないかという問題があります。近年、顕著となっている暴風雨災害、河川氾濫に備えて、車いす利用者も利用可能な避難所を各地域で計画的に確保していく。警報が出る前に開設していくことを検討していくと明記いただきたいと思っています。

　長くなりましたが以上です。

○牧里会長

たくさんのご意見をいただきましたが、ほかにご意見はございますか。

○委員

少し長くなります。

　１つは重点課題のところです。１５ページの真ん中ほどに「また」と書いています。「家族等の高齢化などによって介護できなくなるという、いわゆる『親なき後』が深刻な問題である」。精神障がい者は７割くらいが親と同居しています。この問題は非常に重要ですがなかなか取組みが進んでいません。病院からの退院ももちろん重要ですが、７割近くの人たちが親と同居してなかなか自立できないといいますか、生活ができていません。これは本人も深刻ですが、親ももっと深刻です。そのような意味で「親なき後問題」といっています。

　この辺のことについて、１６ページの上の【今後の主な課題】の中で、高齢化した親と同居している精神障がい者の実態調査といいましょうか。１番上に「入所・入院している障がい者の状況把握と地域生活への移行に向けた働きかけ」と書いていますが、この中に高齢化した親と同居している精神障がい者の状況把握や地域移行への働きかけという項目を、ぜひ入れていただきたいと思います。１６ページの１番下に②精神科病院からの地域生活への移行とありますが、この中に含めるか、これと別の項目として挙げるか。精神障がい者はこのようなことが非常に多いです。ですから、グループホームも入っている人は少ないですし、精神障がい者が地域移行していくことをもう少し強調していただきたいと思います。

　そのような意味では、１２ページの１番に精神科病院からの退院と書いていますが、この中に今言いました長期にわたって親と同居している精神障がい者についても同様のことがいえるとか、そのような問題意識を入れていただきたい。

　さらに言いますと、７ページに成果目標があります。この中で施設の関係は、施設入居者の地域生活への移行で、地域生活移行者の増加と書いていますが、精神障がい者につきましても、親と同居する当事者の地域移行の増加といった目標といいますか、数値的には出しにくいかもしれませんが、表現的にはこのようなものを成果目標としてぜひ入れていただきたいと思います。これが重点課題についての意見です。

　もう少し細かい話になりますが、２１ページの上です。⑥障がい者に対する住民の理解がございます。その次の○に、地域住民の理解を深めると書いてあります。ここでは「グループホーム等が円滑に設置できるよう」と書いてありますが、今回の寝屋川の事件は非常に深刻な問題で、中身的には理由も分からないところもありますが、親が当事者を社会の目から極端に隠そうした結果の事故だと思います。そのような面では、この「グループホーム等が円滑に設置できるよう」というレベルではなく、やはり重度の精神障がい者を社会の目から遮断して、過度の閉じ込めなどの事故が発生したことも踏まえて、このようなことについて社会が受け入れていく仕組みの取組みについて、もう少し検討をしたいということがここに書かれたらいいかなと思います。これが１点です。

　それから、５６ページに医療サービスの充実があります。この中の４つ目の○に「精神科病院の入院患者の療養環境」と書いています。その次に、在宅の重度の精神障がい者の医療の中断や医療から離れたという事例が、今回の事件もそうようなことだと思いますが、これらをなくしていくとか、減らしていく取組みを考えられないだろうか。

と言いますのは、寝屋川の事故では少なくとも２つの病院で診療されていて、病気について診断されているのですが、それがずっと治療された記録がない。せっかく病院にかかれたのに、そのあとずっと放置されている。これを捕捉するのは非常に難しいかもしれませんが、大阪府でこのような事件が起こったことを踏まえれば、これらについての対策というか、すぐには出てこないかもしれませんが、このようなことをなくしていくとか減らしていくとか。親が心安くとまではいかなくても、病院につながりやすくしていくとか。そのようなことについても検討していただきたいと思いました。例えば、５６ページの５つ目くらいの○で、そのような趣旨を入れられないかと希望いたします。

　それから６５ページ。これは小さい話ですが、②障がいのある人と障がいのない人の交流、主体的な社会参加。これは非常に重要なことと思いますが、言葉で言うのは簡単ですが、なかなかそのような場所がない。そのような意味で、３つ目くらいの○で場所を提供するといいますか、そのようなことについての表記といいますか、そのような場所をつくってあげないと、障がいのある人とない人が出会って交流することはなかなかないです。そのようなことについて追加をお願いしたいと思います。

　７６ページで、障がい者や障がいに対する正しい理解を深めるとございますが、先ほども申しましたように、重度の精神障がい者を抱えた親が、今回のように社会から隠すことで事故につながったと推測されるわけですから、そのようなものに対して障がい者や家族が心安らかに対応できるように向けた社会をつくっていく。そのようなことに向けた取組みを検討するとか、先ほどと重なりますが、そのような観点のものがほしいと思います。

　長くなりましたが以上です。

○牧里会長

はい。

○委員

いつもお世話になっています。

　７２ページの災害時のところ。今日はたまたま１月１７日、神戸の地震があり困ったのです。インスリンがないと大阪府にと言うと、４日ほど待ってほしいと言われました。しかし４８時間くらいしかもちません。そのようなことで、厚生労働省にも電話したら、やはり４日とおっしゃったのです。どのようなインスリンでも結構です。私たちは毎年１年に１回キャンプをして、インスリンの教育を子どもにしております。大人もそのようなことはきちんと習っているはずです。何か証明するものがあれば、近くの開いている病院でもらえますが、ともかく証明書がないということでもらえなかった神戸の方がたくさんおられました。

　大阪府だけでもいいから何とかこれを、証明書がなくてももらえる方法はないのでしょうか。これだけは決めてもらわないと、また、いつ何時起きるか分かりません。すみません。よろしくお願いします。命がかかっているものですから、よろしくお願いいたします。

○牧里会長

では、他にどうですか。

○委員

はい。話は変わるのですが、今、国民健康保険料で僕たちは３割払わされているのです。それを１割にしてもらえるように見直してください。以上です。

○牧里会長

はい。どうぞ。

○委員

私からは１点だけ。

　１７ページの（２）入所施設の今後の機能のあり方の〇の２つ目です。府立砂川厚生福祉センターでは、１つは強度行動障がい者の支援の取組みを積み上げていただいたわけですが、実際３分の１くらいの人が行動的にはかなり改善されて地域移行が可能な人たちがいる。けれども、地域移行はなかなか進まない。１つはグループホームを整備していかないといけない課題があります。もう１つは、受け手の職員の専門性の問題が非常に大きな課題としてあると思います。

　ここに「民間事業所の支援力向上に向けた取組みを行います」と書いてありますが、既に民間の事業所で先駆的な取組みをして、専門性の高いところはたくさんあります。むしろそのようなところと、砂川だけがその機能を持って、民間事業所の支援力向上に向けた取組みに、やはり大阪府内における先駆的な取組みをしている事業所とも連携をしながらというところ、面的広がりを持って取組みを進めることによって、職員の専門性の向上に向けた手厚い対応ができるのではないかと思っておりますので、その辺の先駆的な事業所との連携も含めて体制構築をするという、一歩踏み込んだ取組みを進めていただいたらいいと思います。

　実際、私どもの法人でも、四国で虐待事案のあったところにコンサルテーションに職員が行ったり、佐賀県の事業所で行動障がいの人たちのグループホームを造る準備のお手伝いをしたり、特にアセスメントが重要なので、アセスメントのサポートをしたりしておりますので、ぜひ民間の力を借りて進めていただけたらと思っております。

　以上です。

○牧里会長

どうぞ。

○委員

今までの話の中で何回か言いましたが、コミュニケーション保障の件でいくつかの追加をしていただきましたが、それに関してありがたいと思っております。ただ、今までのイメージ。皆さんほとんど、ろうあ者に対しての通訳者、要約筆記者あたりで、人材育成、派遣を拡大するということでした。ただ一方では、２７ページの（３）⑦福祉サービスを担う人材の確保では、制度的な問題を変える全国的に大きな問題であります。福祉の場では人材がなかなかできない。各施設にも困っているところが各所で起きております。

　その中で手話のできる福祉的人材は数少ないということ。大阪ろうあ会館として大阪府内全体の様子を見ますと、ろう高齢者、重複ろう者の方もたくさんいらっしゃいますが、手話ができないヘルパーや介助者、支援者がほとんどでありまして、家に引きこもってしまう面があります。そのような問題がありまして、大阪ろうあ会館、協会としても、ろうあ者の支援のために、ろうあ者のヘルパーや手話のできるヘルパーを募集して支援しております。

　普通に聞こえる人たちの場合は、施設、市町村、各地域、自分の家の近くに職場があって、そこにも支援をしていただけることがほとんどだと思いますが、ろうあ者の場合は数が少ないですので、１つの市の中でもばらばらに離れたところにいらっしゃる方、近くの事業所ではできないということ。１箇所にたくさんお願いしても難しくなることがありますので、ろうあ会館としても大阪府内全体を担っている状況になっております。

　ヘルパーの派遣につきましても、１つの家に派遣するだけでも通常１日かかってしまい、交通費も時間もかかるという悩みをずっと抱えております。

　１番いいのは、各地域事業所で手話ができる人たちがいるということ。ですが、なかなか難しい現状です。それについてこの福祉サービスを担う人材の確保のところにホームヘルパーの箇所に育成がありますが、手話など情報コミュニケーションの支援ができるための研修を入れることをはっきり明記していただきたいと思います。まずはヘルパーなどの人材を増やすとともに、手話ができるヘルパーを育成していくあたりについて、力を入れていきたいと思っております。

　これにつきましては、ほかのケアマネジャーなどについても同じことがいえると思います。介護士専門員の方、介護福祉士の方々も同じです。ちなみに、ヘルパー２級の方々と介護福祉士の資格を取るための民間のヘルパー養成学校といいますか、実地研修である一定期間、研修を受けて介護の資格を取るために試験を受ける制度がありますが、それについて手話通訳を頼めない。それは反復派遣になるので、通訳派遣でも１週間で何回かとあるので、多過ぎて利用できない。ヘルパー養成学校で手話通訳を付けてくださいということも、費用負担の問題が生じます。費用が高くかかってしまうということで、ヘルパーの学校でも断られてしまうことになります。ろうあ者がヘルパーや介護福祉士の資格を取ることが難しいという現状がたくさんあります。ホームヘルパー育成の中で、手話のできる人材を増やすこと、研修を入れることなどを明記していただきたいと思います。

　以上です。

○牧里会長

はい、どうぞ。

○委員

３つだけ。

　１つは、１６ページの地域生活支援拠点についてです。これは事前の話し合いの中でもご指摘させていただいたのですが、市町村レベルあるいは圏域レベルで具体的に協議会をつくって進めていくのはそうなのですが。例えば、先ほどあった聴覚障がいの方々の地域生活支援拠点を市町村ごとに作れるかというと、おそらく対応が難しいという課題が出てきます。私はそのような支援拠点整備が必要だということについては、ぜひ府も検討していただかないと、すべてが市町村や圏域だけでは解決しないのではないかということを入れていただきたいと思います。

　３４ページの教育環境整備についてです。今、２つの大きな問題で、私どもにある課題でお話をさせていただきます。１つは特別支援学校の課題問題です。さらに府教委の推計でも、ここで今後、児童生徒数の増加が予想される状況がある中で、今の課題で転用教室や倉庫、廊下を使っている状況について、正確に把握した上で環境改善を行っていくことはもう少し具体的なイメージで。ただ検討をするだけではなく、改善を行っていく視点をしっかり持っていただきたいということ。

　もう１つは、学級設置の関係です。今、少人数学級が市町村でも進んでいるかと思います。普通学校で人数の定員について、例えば、３５人学級と進めていく。そこに障がい児が在席して、特別支援学級にも在席する場合は普通学級にも在席します。そこで障がい児の場合は定数から除外をされるので、実質３５名のところに障がい児がいると３７名になるという状況があります。ここで、なぜうちの学年だけ３５人学級にならないのかと言われたら、障がい児がいるからだと。障がいをお持ちのご家族がすごく気兼ねをされている状況があります。

　これは大阪府の責任だけではないと思うのですが、そのような問題も解消していかないと、普通学校で障がい児もきちんと受け止めていくというときに、逆にほかの家族に対してそのような気兼ねをしないといけない状況があるという問題等々についても、府教委あたりも文科省とも調整をして、学級設置の基準等々についてはもう少し配慮を行っていかないと、逆にそのような差別が拡大していくのではないかと思います。ぜひ、具体的な課題を教育関係については明確にしていただきたいと思います。

　最後に、Ａ型事業所の問題をさらっと書いてあるのですが、４８ページですね。「就労継続支援について、それぞれの機能や役割分担を踏まえ、サービス基盤の質の向上に取組みます」というのはいいのですが、これは指導が難しいことも含めて、結構、強化をしていただいているのはそうですが、特にＡ型の場合、いきなりいろいろな基準が厳しくなっていく中で、いきなり倒産という形で、これまで雇用関係にあった障がい者が路頭に迷う状況が全国で出てきているわけです。実際に大阪府内でも、閉鎖する事業所が出てきている中で、解雇という形になるわけです。倒産するのは事業所の勝手といえば勝手ですが、福祉事業所として展開している場合については、少なくとも勝手に倒産してしまって、その人が路頭に迷うことにならないように、何らかの強制力を持って、その人の移行がないのに勝手に倒産はさせられないとか、何らかの方策を取らないと、せっかくＡ型で頑張ってきている障がい者が、いきなり路頭に迷ってしまう状況を解決していくための策を提案できないのかということです。

　例えば、岡山県や福山市で起こったケースでは、行政がかなり介入をして、具体的に移行先を決定していくという。その際に定員を一時的に若干超えてもやむを得ないという形で、後継できる措置を取ったり、救済措置を取ったりしているのです。その辺の問題も実際に起こっている事例ですので、どのようにしていくのか。単に指導強化だけではなく、救済措置も含めた検討が必要ではないかと思います。その辺の検討についても課題にしていただければと思います。

○牧里会長

どうぞ。

○委員

　１点は、今回の寝屋川市での不幸な出来事について、まだはっきりしないところは確かにございますが、様々な問題点があります。やはり、どのようにして重篤な精神障がい者の人たちを地域の中で支えていくのかに尽きると思います。その際には継続的に医療の提供が必要なケースもたくさんあるでしょうし、ご家族やご本人を支えていくための様々な支援、障がい福祉サービス等々も含めて、様々なサービスをどのように継続的に提供していくのか。あるいは提供するためのシステムをどのようにつくりあげていくのか。これが非常に大きな課題だと思います。

　今回、第５期障がい福祉計画の成果目標の１つとして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構成していくための協議の場を設置することになっているところです。しかし、実際的には今回のいろいろな記載の中でもそうですが、もう少し今の医療へのアクセスの問題もそうですし、障がい福祉サービス等々の提供などの問題もそうです。

　例えば、５５ページの生活場面のところで、「心や体、命を大切にする」ということですね。５５ページに２．個別分野ごとの施策の方向性（１）必要な健康・医療サービスを受ける がございます。①医療サービスの充実の項目として、次の５６ページの上から３つ目のところに精神のことが記載はされています。そこにはさらっと「精神疾患に関する早期の治療を推進します」と書かれてはいます。ただ、このように書かれても、これを実現するためにはどのようなことを具体的に明記していくのかが、この記載ではなかなかイメージしづらい気もしました。

　ですので、前段で申し上げましたような様々な課題がまだまだたくさん精神の方にはございますので、今回の報告書の取りまとめの中で、読み込めるようなことを考えていただければありがたいと思います。

　以上です。

○牧里会長

はい、どうぞ。

○委員

特に発達障がい関係のことで２点、発言させていただきます。

　まず１点目は、生活場面「学ぶ」に関してです。３０ページからになります。３０ページからの「学ぶ」を見ていて、就学前に関しては府民目線で書かれているように思います。民間・公立関係なく、乳幼児健診から始まって就学前の支援については、ずいぶん発達障がいについて充実してきていると思います。私学について大阪府の数値目標を掲げることは難しいかもしれませんが、小・中・高等学校についてここに記載されているのは、例えば、３３ページの③後期中等教育の充実に、辛うじて入試に関して「私立高等学校の受験時における配慮についても、私学団体を通じて私立学校に要請します」と、私立の学校についても言及していると思うのですが、ほかの部分につきましては、府立高等学校・府立特別支援学校に関してのみしか書かれていません。

　でも、発達障がいで知的障がいのない、発達障がいの高校生以上の人たちはかなりの割合で私学に行っています。私立高校、専門学校、私立大学、それから府立大学以外の大阪府民である大学生である発達障がいの人たちもたくさんいます。そのような人たちのことも、もう少しここに盛り込んでいただく必要があるのではないかと思いました。例えば、高等学校における発達障がいのある生徒についてのモデル事業は、大阪府も先進的に４箇所のモデル事業を行っていますが、ぜひそのようなことも私立高校とも共有することを盛り込んでいただければと思います。

　例えば、就学前の保育所・幼稚園の教員研修は、この間、大阪府では私立保育所・幼稚園にも研修の機会を広げていただいています。実際に、公立保育所・幼稚園よりも私立保育所・幼稚園のほうがニーズが高くて受講者も上回っているのが現状です。このようなことから、研修に関しても私立の高等学校以上に関しても何らかの形で連携するとか、府で得られた成果を共有することを、どこかに入れていただければと思います。

　例えば、３６ページの⑧高等教育の充実でも、府立大学のことしか書かれていません。アクト大阪で仕事をしておりますときに、学力が高くて大学に在学している発達障がいの人たちは非常にたくさんいますが、そのような人たちが大学から卒業して移行のところで非常につまずいている現状があります。ぜひ、私学についても何らかの連携がしていけると、盛り込んでいただきたいと思います。

　もう１点が、「地域やまちで暮らす」観点からです。先ほどから精神障がいの入院の方の退院後のこと等についてご発言もありましたが、２０１０年に在宅の発達障がいのある人たちの実態調査を大阪府でしています。それは１５歳以上の発達障がいの人たちの実態調査だったのですが、その時点でほとんどの発達障がいのある人たちは親御さんが生活を支えているという実態にありました。年齢を見ても、子どもが４０代、５０代の人のほとんどが、親御さんが生活を支えているという現状が２０１０年の時点でありました。

　ところが、その人たちは親御さんが支えている限り、地域で暮らせていたのです。入院をしていらっしゃるわけでもありませんし、地域の障がい福祉のサービスを利用されていたり、親御さんと一緒に生活をされたりしていました。ところが、もしこれが１０年後、２０年後に、親御さんが高齢化したときに果たして地域の生活が支えられるのだろうか。これは非常に大きな問題だと思いました。その実態報告の最後でも、今後の課題に挙げさせていただいております。

　実態調査をした人たちは無職で在宅という大きな特徴でした。ですから、親御さんの経済的支えがなければ、無職で在宅のまま、地域から埋もれてしまっている状態の人たちが現在どれくらいいるのかという実態調査も含めて、「地域やまちで暮らす」というところで、今、問題は顕在化していないけれども、間もなく顕在化する予備軍が非常にたくさんいることについて実態調査をして、それについても何らかの対策を盛り込んでいただければと思います。

　以上です。

○牧里会長

はい。たくさん意見をいただきましたが、あとお１人にしたいのですが。どうしても言いたいですか。もう１つ課題がありまして。取りあえず、お一人ご発言いただきたいと思います。

○委員

手短に申し上げます。まず１点目でございます。１５ページの「親なき後」を取り上げていただいたことはとても結構なことでございます。「在宅で家族とともに暮らしている障がい者の場合、家族等の高齢化などによって介護できなくなるという、いわゆる『親なき後』が深刻な問題であることから」と説明がされているわけですが、ここにもありますように、「親なき後」の問題は、親が認知症になる、疾病で入院をする、そのときから様々な支援のニーズが発生して、それが障がいのあるお子さんに及ぶという問題だろうと思います。

　ですから、「親なき後」の問題は、親に介護等が必要となる状況から発生して、ご自身が亡くなったあと、どのようにしたらいいのかという見通しが持てない状態が社会問題だという認識を持っておりますので、もう少しそこの部分がクリアに浮き上がるように書き込んでいただきたい。そのようにした場合には、親の介護の問題と親が亡くなったあとの財産の管理の問題と。その間、親が入院あるいは施設に入っている、さらに子どもの支援のあり方と、それに関わっている兄弟の方々が障がいのある兄弟と親の支援に関わるという問題を、丸ごとワンストップで受けてくれる相談支援体制が必要だと思います。そのために市町村とともに住まいや介護、日常活動、相談支援などの福祉サービス、生活基盤の整備に努めてもらっていきますというところに、具体的に書き込んでいただきたいです。

　ですから、権利擁護の部分を当然ここに入れていただく必要があるし、包括的に相談できる体制整備。親の問題であれば地域包括でしょうし、子どもの問題であれば障がい者についての相談支援でしょうし、そこをワンストップで、地域がマネジメントしていただく体制づくりをぜひともお願いしたいというのが１点でございます

　もう１点は学習でございます。３０ページです。特別支援学校卒業をされたあとの生涯学習の機会の充実が、「学ぶ」という点で課題ではないでしょうか。そのような観点から３０ページを見ますと、最後の２行の文章、「さらに学校卒業後においても、日常生活や社会生活への対応力や職業能力・技能を身につけ、地域社会の一員として自立生活が送れるよう支援します」と。これも社会リハビリ、職業リハビリでしっかり支援していきますということは大変結構なことですが、併せてそれ以外の学ぶ機会、生涯にわたって学び続ける機会が、一方で住民全体に必要だといわれている中で、障がい者の方々に対しても、同じようにインクルーシブな教育機会の推進という観点に立って、様々な場で学び続ける機会が必要なのではないかと思います。日常生活、社会生活の対応能力だけ学べばよいというものではないと考えていますので、誤解が生じない書きぶりをご検討いただきたいと思います。

　ちなみに大学教育。高等教育修了後の学びの機会ということで、大阪府立大学は大学として、障がい者の方々のオープンカレッジの実施に取り組んでまいりました。このたび文部科学大臣表彰をいただきまして、生涯教育の推進に関わる活動として評価されております。３６ページ、（３）地域で学ぶについても、もう少し書きぶりを。図書館、公民館だけなのかと。大学や教育機関なども生涯教育に取り組んできておりますので、そのような一文を入れていただきたいと思います。

　併せて４２ページ、（２）教育を受ける⑧高等教育の充実の中にも、可能であればオープンカレッジの実施なども取り込んでいただければ幸いでございます。

　以上です。

○牧里会長

今日の議題は冒頭に大きな柱が２つあると申し上げました。後半の部分については、まだ全然ご意見をいただいておりません。残りあと１時間ですが、ここできちんとやらないと、パブリックコメントの案として出せません。皆さんにたくさん意見をいただいているのですが、前半部分について、どうしても意見を言いたい方にはおっしゃっていただきたいのですが、皆さんの意見もパブリックコメントでいただいて、意見と同じように取り扱いをさせていただくということであれば、事務局から今までいただいた意見について、何らかのコメントをいただくことは割愛したいと思いますが。

　いや、絶対に聞きたいとなりますと、あとお１人ぐらいしかご意見を伺うことが。もう時間がないと思います。もちろん１２時を超えても延長しろという声があれば、皆さんの合意の下に２時でも３時でもやりますが、ご協力をお願いしたいと思います。

　さて、あと１人だけですが、どうしても言いたいという方、挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○委員

５分話をしたいところでございますが１分にまとめます。

相模原の問題が出ておりまして、このことについてお話をするつもりでございます。事件の結果が、措置入院制度の改正と行政社会の喪失。２つございました。措置入院のことはおきまして、行政社会の喪失がございましたが、皆さんご指摘のように寝屋川の問題がございまして、西暦１９００年に明治政府が精神病者監護法という法律をつくって私宅監置を認めたのです。昭和２５年にこの法律は終わりましたが、自宅に牢屋（ろうや）を造って精神障がい者を閉じ込めていいという政府の方針が出ました。１２０年かかっても変わっていない現状をどうするのかということです。

　そのことと共生社会うんぬんをどのように落とし込んでいくのかは、重大な案件。大阪府ではずいぶんときれいにまとめていただいています。大変なご努力をされたと思いますが、どうか今この時期に共生社会うんぬんと、この計画との関連性を十分に落とし込んでいただけるようにお願いをして、私の意見とさせていただきます。

　以上でございます。

○牧里会長

はい。今までたくさん意見をいただきました。先ほども申しましたが、もう１つお諮りしたいのは、これについて事務局で今言えることをどうしても聞きたいという方。取りあえず意見を言ったけれども、パブリックコメントと同じように、ここで特別に意見を言っていただいたということで、前半を閉じさせていただいてよろしいですか。

　はい、ご意見でしょうか。運営についてですか。

○委員

いえ、今の。パブリックコメントと同様にということではなくて、私は私が申し上げた重点課題の部分について、どのように考えるかをお言葉でいただきたいと思います。

○牧里会長

今、聞きたいということですね。という要望が出ましたので、この意見についてだけでいいですか。全部の意見を言えということになるとバツになりますが。

○委員

私は私の最初の意見だけ。

○牧里会長

それについて事務局から何らかのお答えはありますか。

○事務局

事務局でございます。委員からも「親なき後」の関係を含めて数点、重要なご意見をいただいたと存じておりますが、計画への書き込み等の表現や、どのような形で反映できるかは持ち帰りをさせていただきまして、また、ご相談をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○牧里会長

そのように答えていいですか。はい。

○委員

結局、まだ文章を変える余地があるということですか。それとも、取りあえずこれはこれでいくけれども、あと、これと同じように皆さんの意見も入れて最終という、そこだけ聞かせてください。

○事務局

基本的にはいったん変えた形で、パブリックコメントではなく、今の段階のものをパブリックコメントに書きたいと思います。パブリックコメントの意見プラス今回いただいた意見を総合して修文はかけさせていただきたいと思っております。それで、次回の３月７日の協議会でご説明をさせていただきたいと思っています。

○牧里会長

いかがですか。はい、どうぞ。

○委員

今の回答ではよく分かりません。私が言った重点課題のところに、当事者の地域移行みたいな、在宅のことをぜひ入れていただきたいと言ったのですが。相談しましょうとおっしゃるから相談していただけるのかと思っていたら、パブリックコメントのあとに、これについても触れますということでは、どのように進めていかれるのか分からないので、パブリックコメントの前にでもご相談いただいたらと希望いたします。

○事務局

すみません。どのような形で修文できるのかは、今すぐこの場でこのようにしましょうとは難しいということで、このようなご回答をさせていただいたのですが。おっしゃっていることは聞かせていただいて、きちんとどのような形で反映できるのかを同時並行でやらせていただけたらと思います。

○牧里会長

作業手順を皆さんと一緒に確認したいと思います。今日たくさん意見をいただきました。その前にある程度意見を修正して、パブリックコメントをつくって２２日までに間に合わせるというと、今日は意見が聞けないから、２２日までに協議会をもう一度開けという考え方もあります。

ですが、片方ではパブリックコメントの意見と同じように扱うことで、このパブリックコメント（案）で取組みをさせてほしいと。１月２２日から実施するのですね。日にちはあと何日もありませんが、取りあえず、今日皆さんが言った意見を修正した案でパブリックコメントをやれということであれば、そうせざるを得ません。いや、意見はたくさん言ったけれども、あとはパブリックコメント（案）で出てきた意見と同じように、きちんと回答してくれと、今日は回答できないけれども。

　先ほどおっしゃったのは、その辺はまだ微妙だけれども、今言った意見を入れて修正しろと。でないと、パブリックコメント（案）としては認めないということなのかどうかを、皆さんにお尋ねしているわけです。いかがですか。そこまでは強く言わないということなのか。

○委員

パブリックコメントまでに全部直すのは無理でしょうから、しょうがないと思います。ただ、相談をしますよとおっしゃっているから、積極的に相談していただけると受け止めていたのです。だから、パブリックコメントと同様にと言われてしまうと、何か言ってしまってこれで終わりという感じがしますので、やはりパブリックコメントと同様ではなく、個別に相談していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

すみません。言葉の表現の仕方が間違っていたようで申し訳ありません。もちろんパブリックコメントはパブリックコメントでかけますし、今回いただいたご意見は今回いただいたご意見ということで、きちんと事務局で検討させていただいて、最終の修文が一緒になってしまうという形でご理解をいただきたいと思います。

○牧里会長

もう１つのポイントは、この場で事務局の考え方が、それぞれ今まで出てきた意見について、１つ１つどのように対応するか、どのように考えるかは聞いていませんよね。それは何らかの形で作業していただいて、意見を集約したものと、それに対して今の意見も含めて、どのように考えました、どのようにいたしましたと、どこかでやってもらえるのかどうかです。

○事務局

そうですね。皆さまからいただいたご意見をどのような形で反映するのか、いや、ここにもう既に反映しておりますなどという、大阪府としての考え方は整理して、お示しさせていただきたいと思います。

○牧里会長

そのための協議会を２２日まで開くということはいいですよね。ただ、まとめたものを皆さんのお手元に後日届けると。

○事務局

そうですね。事前に、次回の３月７日の協議会の前にお届けできるようにご準備したいと思います。

○牧里会長

そのような意味では、ここで皆さんに聞いた意見に対する事務局の答えの整理と、パブリックコメントで新たに府民の皆さんに意見を聞くということは、同時並行で進めていきたいということでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。

○牧里会長

はい。という事態にさせていただいてよろしいでしょうか。ご確認です。はい。ありがとうございます。あと、もう１つ大きな事案がありますので、残った時間はそこに集中していただきたいと思います。

　これも、まず事務局からご説明をいただいたあとに、皆さんからご意見ご質問をいただきたいと思います。

○事務局

それでは事務局からご説明をさせていただきます。

　第３節　地域を育む施策の推進方向の資料をご覧ください。こちらは昨年５月の地域検討で取りまとめていただきました「意見具申」におきまして、６つの生活場面に分けまして、施策の推進方向をまとめるという方法では、共通の舞台となっている地域全体に横たわる課題、例えば、関係機関のネットワークの構築、強化や人材育成、障がい理解の促進、合理的配慮の必要性といった観点が抜け落ちてしまったり、有用性が薄れてしまったりしている部分が見受けられるということでございます。「地域を育む」という観点で、新たなセクションを設けるべきではないかというご指摘をいただいたところでございます。

　このご指摘を踏まえまして、地域に共通して横たわっている課題への対応や市町村全体の支援体制の底上げを、これからの地域共生社会の実現を見据えて、取組みの方向性をまとめた新たな節「地域を育む施策の推進方向」を設けることといたしました。

　２ページをご覧ください。１番に「地域共生社会とは」ということで、この中では国で現在議論が進められております地域共生社会の議論、とりわけ「我が事・丸ごと」地域共生社会を目指している方向性について、分かりやすくまとめさせていただいたものでございます。

　２つ目の〇には、行政の『縦割り』で整備されました公的支援では、対応困難な事例や地域における多様なニーズに対応するための、分野をまたがる総合的包括的な支援を提供するための、『縦割り』から『丸ごと』への転換の考え方について。

　３つ目の〇には、公的支援だけではなく地域の見守りや相互の助け合いなど、地域の支え合う力を高めることで、地域課題を『他人事』ではなく『我が事』として受け止め、行動することの重要性についてまとめたものでございます。

　３ページでございます。２番の地域共生社会の実現をめぐる今後の国の動きでは、２つ目の〇で平成３０年度から新たに始まる「共生型サービス」に関しての記載。

　３つ目の〇には、来年度に策定が予定されております地域福祉計画が、障がい、高齢、児童など福祉分野の上位計画として位置付けられ、包括的な支援体制の整備に関する事項について記載させていただいています。

　最後の〇のところで、このような「地域共生社会」の実現の過程を通じた取組みが、本計画の理念の実現にもつながっていくと記載させていただいております。

　４ページでございます。３番の「地域で育む施策の推進」ということで、このような国の動きを受けまして、大阪府としての取組みを５つの柱で整理したところでございます。

　（１）では、障がい理解の促進と合理的配慮を追求することで、地域における「支え合う力」を高めていこうということ。

　（２）につきましては、関係機関のネットワークの構築と強化。例えば、地域の自立支援協議会の活性化などを通じていくことで、課題解決力を強化していくことの取組み。

　５ページの（３）の中には、多様な支援ニーズに応じるために不可欠な介護、福祉人材の確保、育成など、担い手の強化につきまして、今年度取りまとめております「大阪府介護・福祉人材確保戦略」の方向性にも触れながら記載をさせていただいております。

　６ページでございます。（４）ユニバーサルデザインの推進におきましては、ユニバーサルデザインの考え方をはじめ、バリアフリー、情報コミュニケーションの確保など、誰もが暮らしやすい地域づくりに向けた取組みについて記載をさせていただきました。

　最後の（５）でございます。大阪府に求められている役割としまして、地域での取組みが進められていく中で、現れてくる地域ごとのばらつきや、地域の実情を適切に把握し、要因分析や改善策の検討を通じて、地域全体の底上げを図っていくと記載させていただいております。

　続きまして、第４章　第５期大阪府障がい福祉計画及び第１期大阪府障がい児福祉計画の数値目標及び見込み量について、簡単にご説明させていただきます。これら２つの計画は国から基本指針が示されまして、全国の都道府県、市町村が一斉に策定することとなっているものでございます。

昨年５月の第４１回推進協議会におきまして、設定すべき成果目標の考え方についてご議論いただいたところでございます。これを受けまして、大阪府としての目標設定の考え方を市町村にお示しいたしまして、全市町村ともヒアリングを実施した上で、それぞれの市町村が設定した数字を積み上げまして、大阪府としての目標値として取りまとめたものが、こちらにお示ししている数値でございます。この数値のベースとなっております市町村ごとの成果目標の一覧やサービス料の見込みにつきましては、６ページ以降に参考として掲載させていただいております。

　それでは、まず、第５期大阪府障がい福祉計画の数字でございます。（１）施設入居者の地域生活への移行でございます。こちらは、国の指針は平成２８年度末時点の施設入所者の９％以上が地域移行すること、平成３２年度末の入所者数が平成２８年度末より２％以上削減するという目標を示しておりますが、大阪府としまして、国の指針を基本とし、地域移行については１０．９％、入所者数の削減については２．４％という数値を設定することとしております。

　（２）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置でございます。こちらは国の指針どおり、平成３２年度末までに大阪府すべての保健所圏域、市町村ごとに関係するように協議の場を設置することとしております。

　②精神病床における１年以上長期入院患者数の削減でございます。平成２９年度から３年間の大阪府で行う集中取組みを踏まえまして、平成３２年度６月末時点での１年以上の長期入院患者数を８８２３人とする目標を掲げてございます。

　③精神病床における早期退院率につきましては、国指針と同様、入院後３カ月時点の退院率は６９％以上、６カ月時点では８４％以上、１年時点では９０％以上という数字目標を立ててございます。

　（３）地域生活拠点等の整備でございます。こちらにつきましても国支援と同様、平成３２年度末までに、各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも１つ整備をする目標でございます。

　（４）福祉施設から一般就労への移行等でございます。①福祉施設から一般就労への移行でございますが、国指針では平成２８年度の実績の１．５倍以上でございますが、大阪府といたしましては過去の実績によります一般就労者数の推移を踏まえまして、平成３２年度の一般就労移行者数を１７００人と設定しております。こちらは平成２８年度の約１．４倍にあたる数字となっております。

　②就労移行支援事業の利用者数でございます。こちらは国の指針同様、平成２８年度末の利用者数から２割以上増加させるということで、３７２８人という数値を設定しております。

　③就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加でございます。国指針に基づきまして、平成３２年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とする目標を掲げております。

　④就労定着支援事業による１年後の職場定着率につきましても、国指針どおり８０％の目標を掲げております。

　⑤Ｂ型事業所における工賃の平均額でございます。Ｂ型事業所が設定した目標値を踏まえまして、１万３１４４円を目指すとさせていただいております。

　続きまして、＜第１期大阪府障がい児福祉計画＞に掲げる成果目標でございます。

　（１）重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問の充実でございます。

　①児童発達支援センターの設置につきましては、国指針同様、各市町とで少なくとも１箇所以上設置を目指すという目標を掲げており、４３としております。参考値としては、実際に整備予定箇所数は積み上げますと６０箇所を予定するとなっております。

　②保育所等訪問支援の充実でございます。こちらにつきましても国指針と同様に、各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を４３市町村で構築していくということでございます。こちらも整備予定箇所数としては９２箇所となってございます。

　（２）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保でございます。こちらにつきましても国指針を踏まえまして、各市町村に少なくとも１箇所以上確保する目標を掲げておりまして、整備予定としましては、児童発達支援事業所は７８箇所、放課後等デイサービス事業所につきましては９８箇所になっております。

　最後でございますが、（３）医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置でございます。国指針に従いまして、平成３０年度末までに大阪府、全保健所圏域、市町村ごとに、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を設置していくという、目標を掲げると取りまとめをさせていただきました。

　事務局からは以上でございます。

○牧里会長

はい。それでは、皆さんからただいまの説明についてご意見ご質問をいただきたいと思います。どうぞ。

○委員

第３節を書いていただいたのですが、残念ですが、地域共生社会は「我が事・丸ごと」をベースに書かれているのですが、まだ具体的なところが見えませんし、割と自助共助みたいなところも出てくるのかなと思っております。むしろ、障がい者を取り巻いている深刻な課題をベースに書き直していただくことはできないでしょうかと思います。

　先ほどからも出ていますように、寝屋川市の事件や障がい者がいまだに殺されてしまうとか、一家心中の事件もまだ相次いでいます。それはサービスにつながらずに「８０５０問題」などで追い詰められて痛ましい事件が起こっていることや、去年もホームからの転落事故が相次いでいますよね。そのように障がい者が命を落としてしまうことを、何とか防いでいくことなどをベースに書いていただけないか。あるいは現在、行動障がいの人が入所施設からいきなり帰されてきたり、日中活動やグループホームでもこの人は無理だと追い出されたりする事態が地域で起こっています。

　そのような人の受け皿を広めていかないといけない。特に重度身体障がい者や行動障がいに対応した受け皿をどのように広げていくのか、どのように育てていくのかなども喫緊の課題になっております。地域生活支援拠点の面的整備も合わせて、そのことを具体的に市町村とも連携しながら議論しながら、前に進めていくのだというところをベースにして、書いていただきたいと思っています。

　特に、６ページの（５）地域全体の底上げの表記が弱いと思っております。ばらつきがあっても仕方がないかのようにも読めます。そうではなくて、もともと大阪の長期計画ではどの地域に住んでいても、障がい者が必要なサービスを利用して自立できる、社会参加できる。それをどの地域においても目指していこうという趣旨でありましたから、そのことを持ってきて、現在でもグループホームや居宅介護や事業所数が地域によってかなり差がある。あるいは支給量も差があったり、障がい種別における受給者数にも差があったり、その是正を進めていくことが必要であったり。それを広域自治体として大阪府が調整していくのだという思いを書き込んでいただきたいと思います。

　具体的には、ＰＤＣＡ（plan：計画　do：実行　check：評価　act：改善）サイクルや自立支援協議会の意見を伺うとかも弱いと思っていますので、緊急ケース、困難ケースに対応している受け皿の確保とか、しっかりとしたコーディネート機能をどのようにつくっていくのかを具体化していくという論点で書き直していただきたいと思います。それで地域全体の底上げを図るとしていただきたいと思います。

　それから、福祉計画の集約もかなり頑張っていただいたのですが、大きな市町村でも向こう３年サービスなしですと、ゼロが並んでいる市町村がいくつか散見されます。これについてはもう少し働きかけて、ゼロはさすがに止めていただくということ。この間も働きかけていただいたとは思いますが、働きかけを再度お願いできないものでしょうか。

　以上です。

○牧里会長

ほかの皆さんからのご意見はございますか。はい。

○委員

先ほどの意見と同様ですが、ともかく第３節の「地域共生社会」の実現のところで、「我が事・丸ごと」が地域住民の力で問題解決して、自分のことのように考えて、地域住民がボランティアで協力し合って地域を支えるのだという言い方をされているし、特に高齢者の分野でも自立支援の１つにつながりをつくることみたいなことを盛んに言われて、本人責任でつながりから離れるから孤立化しているのだと。結局、最後は悲惨な目に遭うんだみたいな、自己責任論みたいな展開が非常に強いことについて、私どもは注意が必要だと思っています。

　障がい者に対するいろいろな偏見や差別がなぜ起こってくるかについていうと、１つは基本的な障がいの理解ができない、どのように対応していいのか分からないという問題と、そのような問題が具体的に起こったときに自分たちが我慢するのか、それともどのような支援の手だてがあるのか分からないということが、地域の中でいろいろな偏見や差別を生み出している背景だろうと思います。

　そこに対して公的な機関、行政、大阪府などがどのような手だてを講じるのか。例えばこのような問題で困っている地域の中で、電柱に登って勝手にいろいろなことをするような障がい者がいたら困るではないかと言われたときには、このような支援が具体的にできるのですと。そのような障がいをもっと理解してくださいという形の機会をつくっていかないと、地域の福祉力は決して高まらないと思います。

　そのような視点で、（１）障がい理解の促進と合理的配慮の追求については、公が何をやって、地域の中で何をつくり出していくのかについて、明確な立場性と具体的な施策を講じないと。漠然とした形で、お手伝いさん状態で声を掛け合ったらといって、ずっとできるくらいなら、今のような障がい者差別はこれほどないと思います。そこのところが極めて深刻な状況になっているという認識の下に、地域共生社会づくりを本気でやるのだとしてやらないと、寝屋川市の事件や、やまゆり園事件もそうですが、そのような問題は解決していかないと思います。では、公や環境整備はどのようにしていくのかも含めて、具体的な提案をしていただく必要があるのではないかと思いました。

○牧里会長

ほかにご意見はございますか。はい。

○委員

皆さまと同じ意見ですが、４ページに具体的に内容を書いてくださっているのですが、４ページ①②③などは、発達障がいはこのようなところがなかなか難しくてできないところもありますので、地域と書いていらっしゃいますが、どのような方に頼んでいったらいいのかも、ここまで具体的に書かれるのであれば、民生児童委員など言葉も入れていただくことも大事ではないかと思います。

　また、地域の中にも自立支援のところで話し合うとか、その辺ももう少し配慮していただかないと。このようなことを書かれましても、自分から進んで出ていく障がいではないので、その辺も配慮していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○牧里会長

はい。ほかにご意見はございますか。ひとまず３人の方から意見をいただいたので、事務局から、今いただいた意見についてご意見というか、どのように考えて受け止めているかをお話しいただきましょうか。いかがですか。

○事務局

事務局でございます。３人の委員の皆さま方からご意見をいただきまして、今ここでこれをどうするこうするというところは、やはり重いご意見であったり深い意見でございますので、こちらにつきましてはまた持ち帰りをさせていただいて、どのような形で反映できるのか、修正できるのかをいったん考えさせていただきたいと思っております。

○牧里会長

今のご意見は、一応ご意見をいただいたので、このままでは軽過ぎるのではないかと、事態はもっと深刻ですよと、分かるような文言に修正したものを、パブリックコメントで諮りたいと理解していいでしょうか。

○事務局

パブリックコメントまでには難しいので、先ほどと同じですが、同時進行で考えさせていただければと思います。

○牧里会長

このようなことについて、皆さんの意見はまだありますか。どうぞ。

○委員

地域共生社会でのうんぬん話より、障がい者のことをもっとベースに書いていただきたいので。それはかなり変わることになるので、パブリックコメント前に修正をいただけないですか。難しいですか。その上で、パブリックコメントの意見につなぐのは難しいですか。無理ですか。言っていることは、障がい者の実態基礎調査でもかなり厳しい実態が出ていましたね。確か親が８０代で、本人が重度で、サービスにつながっていないのが十何％もありましたよね。

　そのようなところからもう少し引っ張ってきて、障がい者の現状をどのように変えていくために掘り起こしをしていくとか。サービスにつないでいく。受け皿につないでいって、何とか命を落とさないでいいように守っていくのだと、パブリックコメント後にでも必ず書き込んでいただきたいと思います。よろしいですか。

○牧里会長

今の意見はそうですが、ほかにご意見はございますか。どうぞ。

○委員

　この世の中を何とかして、子どもたちが「親なき後」も生きていけるようにしてほしい、障がい者も難病者も同じだと思います。私は今の委員が言っていることに賛成です。

○牧里会長

はい。ほかにご意見はございますか。どうぞ。

○委員

パブリックコメント前に変えるのかどうかはポイントだと思いますが。私もここを読んで少し違和感を抱くのは、われわれの意見具申に基づいて新たな節を起こしているはずなのですが、今の組み立ては国が地域共生社会を言っているからこの節が出てきた流れになっています。具体のところにどこまで書き込むかは、個別の話や検討に時間を要するかも分かりませんが、基本的な組み立てのところは変えるべきではないかと。審議会の議論の流れと少し違ってきているのではないかという感じがしますので、少なくとも基本的な組み立てのところは、パブリックコメント前に書いていただきたいと私は思います。

○牧里会長

はい。このままでは出せないという方が多いのでしょうか。どの程度修文するかという。時間もなくなってきたのですが。今日は平成２８年度の実績についても、報告してご意見を伺わないといけないのですが。かといって、ここで意見の途中というか、審議を止めるわけにもいきませんので、いかがいたしましょう。

○事務局

それでは、どの程度の修正をし得るか持ち帰らせていただきたいのですが。いったん持ち帰らせていただきまして、パブリックコメントまでに、皆さまにメールなり何なりの形で見ていただくことを検討したいと思っております。

○牧里会長

修正を考えたいと。出た意見をこの委員会の意見として、パブリックコメントに入るための了解を取らなければいけませんよね。それはどうしますか。

○事務局

メールでさせていただいて、皆さまからのご意見をいただいた上で、パブリックコメントに、第３節につきましては出していただくという手順を考えたいと思いますが。日程の関係もございますので、今週中くらいのスケジュールでさせていただきたいと思います。皆さま、もしご意見をいただく場合は、その辺のご協力をお願いしたいと思います。

○牧里会長

という扱いでよろしいですか。取りあえず、皆さんからこのあとどのようにするかもお諮りしなければなりませんが、メール等電話もあるかもしれませんが、１週間以内くらいに早急に修文案をまとめていただいてパブリックコメントに臨みたい。最終的にどのようにするかは、私と事務局にご一任いただけますか。細かいところも大きなところもありましょうが、その辺はご勘弁いただくこともあるかもしれませんが、大枠でこのままではまずいなということなので、そのような扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。どうぞ。

○委員

すみません。先ほどの委員から協議の流れが変わってきているのではないかと。柱立ても変わってきているのではないかということですが。もう一度、この意見具申の段階で具体的な柱立てはどのような形になっていたのかというのは、事務局は変わっている内容は理解いただいているのでしょうか。

○牧里会長

では、それをどのように認識されているのか、お聞きしましょう。

○事務局

お配りしております第３節の１ページの中に、意見具申の抜粋という形で書かせていただいておりますので、このご意見にのっとった形でわれわれとしては作成したつもりだったのですが。焦点の当て方が違うのではないかというご意見だったと思いますので、再度、調整させたいと思っております。

○牧里会長

明確に何が大きく変わったかは言いにくいところがあるのですが、皆さんもご承知のように、今日もいくつか出ましたが、寝屋川市の事件は衝撃的な事実でありまして、このことが示している障がい者施策なり支援施策の意味というか、特に大阪府で起きたことなので、かなり重いですよと。これを無視したり軽視したりすることはできないのではないか。全国的にも、大阪府はどのように考えているのか、あるいはわれわれ協議会はどのように考えているのかが問われますよというご意見だったと思います。

　もちろんそのまま書くわけにはいかないこともあるかもしれませんが、もう少し深刻さを受け止めないと、施策そのものの価値なり意味が薄らいでしまうのではないか。せっかく議論をしたことが、そのようなことも含めた、視野に置いた取組みへの意欲なり努力なりが現れていないのではないかというのが、皆さんの率直な感じ方ではないかと思います。

　そのようなことを込めまして、今日いただいたご意見を勘案しながら、パブリックコメントの最終案を事務局と一緒に、もう一捻（ひね）り二捻り、頭を悩ませていただきたいと思っております。ということで、一応、第３節と第４章はよろしいですか。第４章については数値目標についてなので、言い出せばこの数値目標でいいのかというご意見もあるかもしれませんが、パブリックコメントでこのような形で意見を聞きたいということでよろしいですね。

　時間が足りなくなったのですが、取りあえず予定をしました平成２８年度の実績について、説明していただくことにしましょうか。

○事務局

はい。簡単に説明させていただきます。

　資料２につきましては、第４次大阪府障がい者計画に係る具体的な取組みの推進状況についてです。こちらは現行の障がい者計画に書かれております、具体の施策の平成２８年度の実績を取りまとめたものでございます。こちらにつきましても、１つ１つのご説明は割愛させていただきたいと思います。

　資料３でございます。こちらは第４期大阪府障がい者福祉計画の平成２８年度の実績になっております。現行の障がい福祉計画が平成２７年から２９年の３年間でございますが、こちらに掲げております成果目標につきまして、中間年でございます平成２８年度の実績をＰＤＣＡサイクルシートに取りまとめたものでございます。

　簡単にご説明いたしますと、まず施設入所者の地域生活への移行でございます。地域移行者数は平成２８年度１３１人累計４８３人で、移行された方が前年度より減少しているということで、目標達成には少し厳しい状況にあるということでございます。施設入所者数自体は平成２８年度１２２人でございまして、退所者よりも新規の入所者の方が上回ったことで、入所者数が増加しているということでございます。

　重度化・高齢化に対応しました地域支援体制の構築につきまして、市町村の地域生活支援拠点等の整備状況等を今後把握して、広域的な支援が必要な項目についての方策を検討するなど、今後も取組みを行いながら、目標に向かって進めてまいりたいということでございます。

　次に、入院中の精神障がい者の地域生活への移行でございます。こちらにつきましては、３カ月時点の退院率が６１．６％、１年時点の退院率が９１％、それ以上の長期退院者数が９８２３人ということで、１０％減という数字になっております。こちらにつきましては、今年度から３年間という形で、集中的に実施しております長期入院の精神障がい者の退院促進事業を通じて、引き続き、地域移行への取組みを進めてまいりたいと考えております。

　３つ目、地域生活支援拠点等の整備でございます。整備状況といたしましては、平成２８年９月時点では整備済みが２箇所、平成２９年度の整備予定が２６箇所という調査結果になっているわけですが、平成２９年４月時点では整備済みが６箇所、平成２９年度の整備予定が３箇所でございます。また、検討状況につきましても、下に書いてございますが、徐々に進んできておりまして、平成２９年４月時点では検討中が３９箇所になってございます。こちらにつきましては、地域生活支援拠点等の整備促進に向けてということで報告書を取りまとめるなどいたしまして、市町村のバックアップに取り組んできたところでございます。第５期障がい福祉計画にも同じ目標を掲げておりますが、こちらが目標達成できるように、今後も市町村と意見交換を行うなど、整備に向けた取組みを促してまいりたいと考えております。

　最後が、福祉施設から一般就労への移行等でございます。福祉施設から一般就労への移行につきましては１２７６人という実績で、前年度の１．０４倍になってございます。また、就労移行支援事業所の利用者数につきましては２７９９人で、前年度の１．０７倍になっております。就労移行支援事業の就労移行率が３割以上の事業所数が３６．５％で前年度より増加しておりますが、一方で就労実績がない事業所が８１事業所と増加しておりまして、二極化の傾向が見られるということでございます。Ｂ型事業所の平均工賃は実績が１万１２０９円で、昨年よりは増加しておりますが、目標達成は難しい状況になります。事業所に対する研修やヒアリングなどを通じまして、支援力などの向上を図っていくとともに、職場定着に向けた支援も引き続き行ってまいりたいということで、実績のご報告をさせていただきました。

○牧里会長

はい。平成２８年度の実績について、皆さんからご意見ご感想などはございますか。どうぞ。

○委員

質問ですが、地域生活支援拠点で既に整備済みが平成２８年９月で２箇所、平成２９年４月で６箇所となっているのですが、これは何か、ほかのものは全部、市町村ごとの資料があるので分かるのですが、どこか分かりますか。

○牧里会長

これは答えていただきましょうか。

○事務局

この６箇所は市町村の数でございまして、吹田市、豊中市が既に平成２８年９月に整備済みの箇所でございます。それにプラスしまして、平成２９年４月は堺市と、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、この３市で１箇所を設置いたしました。計６市町村でございます。

○委員

３市を１市ずつと数えているということですね。

○事務局

そういうことでございます。

○委員

分かりました。

○牧里会長

ほかにどうでしょうか。ご意見はございますか。特になければ、また眺めていただいて、次の委員会まで間があいてしまいますが、そのときにご意見をいただくことにいたしましょうか。

　一応、予定をしました議題は、形だけで終わったところもありますが、これで終わったことになるのですが、先ほどの修案の意見も含めて、もう少し言っておきたいという方、この場で意見を言いたいという方はいらっしゃいますか。特によろしいですか。

　では、まとめというか、振り返りますと、特に第３節のことに関しては、先ほどいくつか出ましたように問題がかなり深刻で、制度の問題や私たちの取組みを見られなかったことなどが、かなり如実に表れてきていると。それについてどのように考えるのか、どのように対応するのかが問われていますよという、皆さんのご意見だったと思います。１つは確かに「我が事・丸ごと」と出てきて、どうもいいことは言っているけれども、よくよく考えると自助、共助、互助。要するに個人責任、家族責任を復活させることになりはしないかという、ある種の不安感からいろいろ意見が出ているのではないかと思います。

　それはそれとしていいのであれば、もう少し国の役割、大阪府の役割、市町村の役割をもっと積極的に書いていただいてもいいのではないか、というように思われます。国が言っているからそのまま受け止めるのではなく、大阪府としての見識なり矜持なりをここで示してもいいのではないかと。あまり否定はできないでしょうが。という障がい福祉の立場からですが、意見をもっと言ったほうがいいのではないかということではないかと思います。

　振り返ってみると、確かに何度もご指摘がありましたように、どうも市町村任せになっていないか、もう少し大阪府としても積極的に何らかの取組みや考え方を示したほうがいいのではないかと。いきなり市町村に言っても市町村の格差が出るばかりだから、格差が出てくることについて、広域行政として大阪府がどのように考えるのか。このようなことも問われているのではないかと思います。

　いくつかアイデアは出てきたと思います。例えば、寝屋川市の事件は委員意見も出ましたように、私宅監置ということが隠然とまだあると。むしろそのようなことをすれば、家族や本人の責任ではなく自治体が罰せられるような、差別禁止はまさにそのようなことではないのかと思うのですが、そのようなことを国に提言するとか、そのようなことがあってもいいと思います。このような事件が起きた大阪府が言える背景があるわけです。そのようなことも大阪府として困っているわけだから、困っていることを国がきちんとするのが国の責任でしょうというくらいは言ってもいいのではないかと思うのです。もちろん、そのためには大阪府としての努力を惜しまないことがあるわけですが。

　これはどなたの意見だったか忘れましたが、もう少し中域的な、ブロックごとに大阪府が出張っていって市町村と共同して。私学との連携もありましたね。あるいは事業者との連携もおっしゃっていただきました。そういう人間インフラの整備もできないわけではない。工夫一つでお互いに協力し合える関係を、大阪府として広域的な立場から、公共的な立場から意見をいうこともできると思います。

　もちろん民間の方々が協力してくれるかどうかは、民間の方々の判断次第ですが、言わなければ進まないということも新たな課題としてご意見をいただきました。そのようなことも含めて、もう少し第３節のこれからの地域展開をどのようにするかについて、各課の調整もありましょうから、それを踏まえて修文していきたいと思っています。

　時間がまいりましたので、一応これで閉会といたしますが、最後に皆さまから積極的にご意見をいただいたことに感謝をいたしまして、閉会としたいと思います。あとは事務局にお任せをします。どうぞ。

○事務局

それでは、委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたりご審議をどうもありがとうございました。以上をもちまして、「第４３回　大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会いたします。本日はありがとうございました。

（終了）